

議案第40号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、所要の改正をしようとするものである。